

綾部市人事行政の運営等の状況について

令和5年3月 綾部市

綾部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任用、給与、勤務条件及び職員定員管理等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

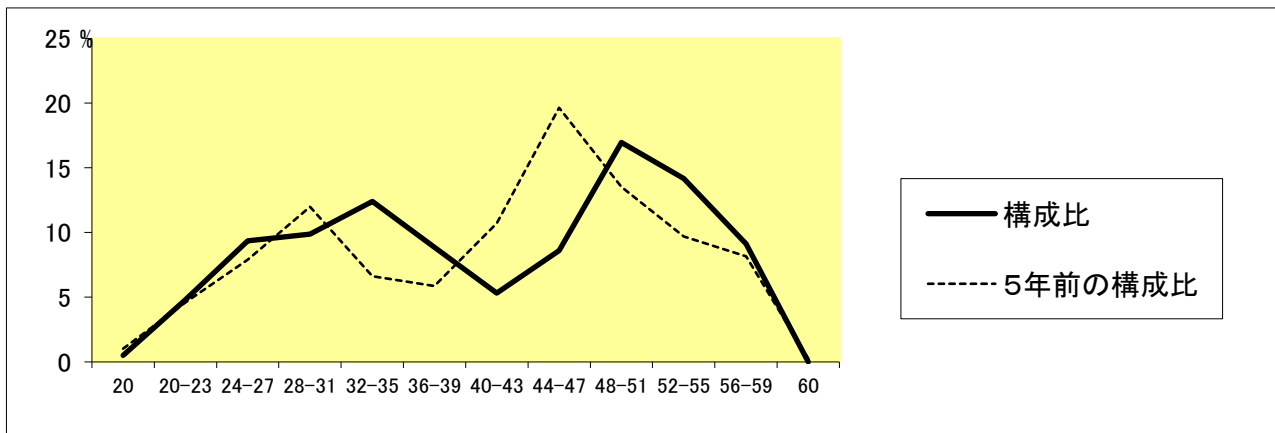
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和4年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務	83	85	2	業務増による増員
	税務	18	17	-1	事務の統廃合
	民生	45	45	0	
	衛生	30	31	1	業務増による増員
	農林水産	21	21	0	
	商工	14	14	0	
	土木(建設)	27	27	0	
	小 計	241	243	2	
特別行政部門	教育	39	38	-1	欠員不補充
	消防	62	61	-1	退職不補充
	小 計	101	99	-2	
公営企業会計等部門	水道	13	13	0	
	下水道	17	16	-1	事務の統廃合
	その他	24	24	0	
	小 計	54	53	-1	
合 計		396 [430]	395 [430]	-1 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	20歳 ～ 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	19人	37人	39人	49人	35人	21人	34人	67人	56人	36人	0人	395人



(3) 職員の採用・退職の状況 (令和3年度：R3. 4. 1～R4. 3. 31)

	採用	退職
事務職	5	6
技術職	3	4
技能労務職	0	0
教育職	0	0
消防職	2	0
合計	10	10

(4) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	H29	H30	R1	R2	R3	R4	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	231	229	237	242	241	243	12 (5.2%)
教育	47	47	38	40	39	38	△9 (△19.1%)
消防	58	58	58	60	62	61	3 (5.2%)
普通会計計	336	334	333	342	342	342	6 (1.8%)
公営企業等会計計	56	58	57	53	54	53	△3 (△5.4%)
総合計	392	392	390	395	396	395	3 (0.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 職員の人事評価の状況

対象者	評価の構成	実施期間
全職員	業績評価及び能力評価	令和4年4月～令和5年3月

3 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	人 32,384	千円 18,584,257	千円 46,456	千円 3,537,130	% 19.1	% 16.9

②職員給与費の状況 (普通会計決算)

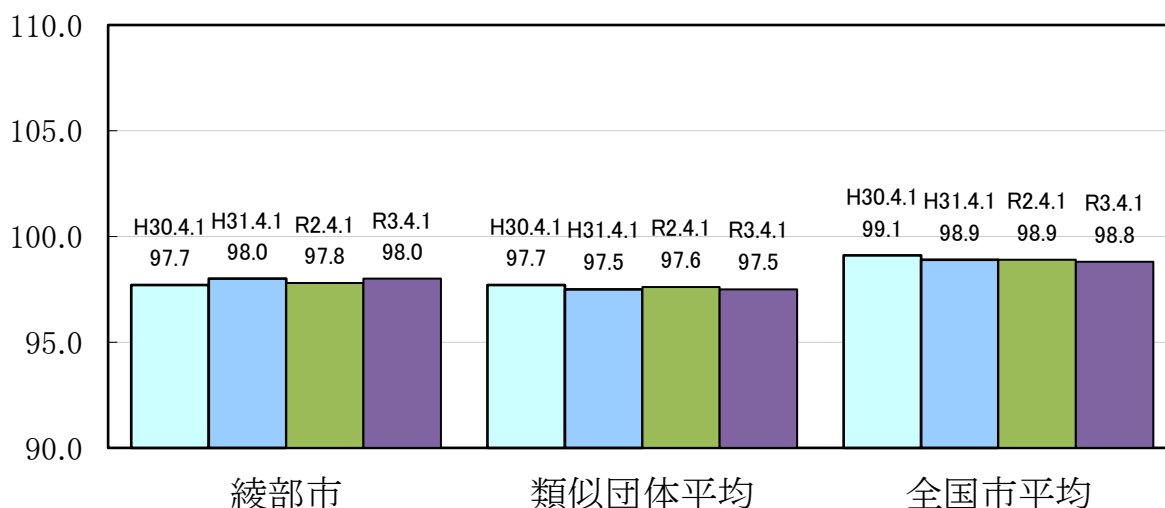
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	人 342	千円 1,288,885	千円 266,629	千円 516,932	千円 2,072,446	千円 6,060

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、再任用職員(短時間勤務職員)及び会計年度員を含みません。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

③ラスパイレース指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレース指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
綾部市	42.8 歳	322,400 円	387,682 円
京都府	41.8 歳	310,247 円	402,224 円
国	42.7 歳	323,711 円	— 円

2) 技能労務職

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)
綾部市	49.6 歳	10 人	334,700 円	352,450 円
うち学校用務員	51.5 歳	6 人	345,700 円	358,200 円
うち給食調理員	45.3 歳	3 人	301,900 円	329,033 円
京都府	57.1 歳	124 人	357,137 円	404,468 円
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	— 円

3) 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
綾部市	38.1 歳	323,300 円	338,200 円
京都府	40.2 歳	349,401 円	398,974 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

②職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分	綾部市	京都府	国	
一般行政職	大学卒	182,200 円	191,000 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	156,700 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	150,600 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	200,200 円	213,300 円	— 円
	短大卒	173,300 円	— 円	— 円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

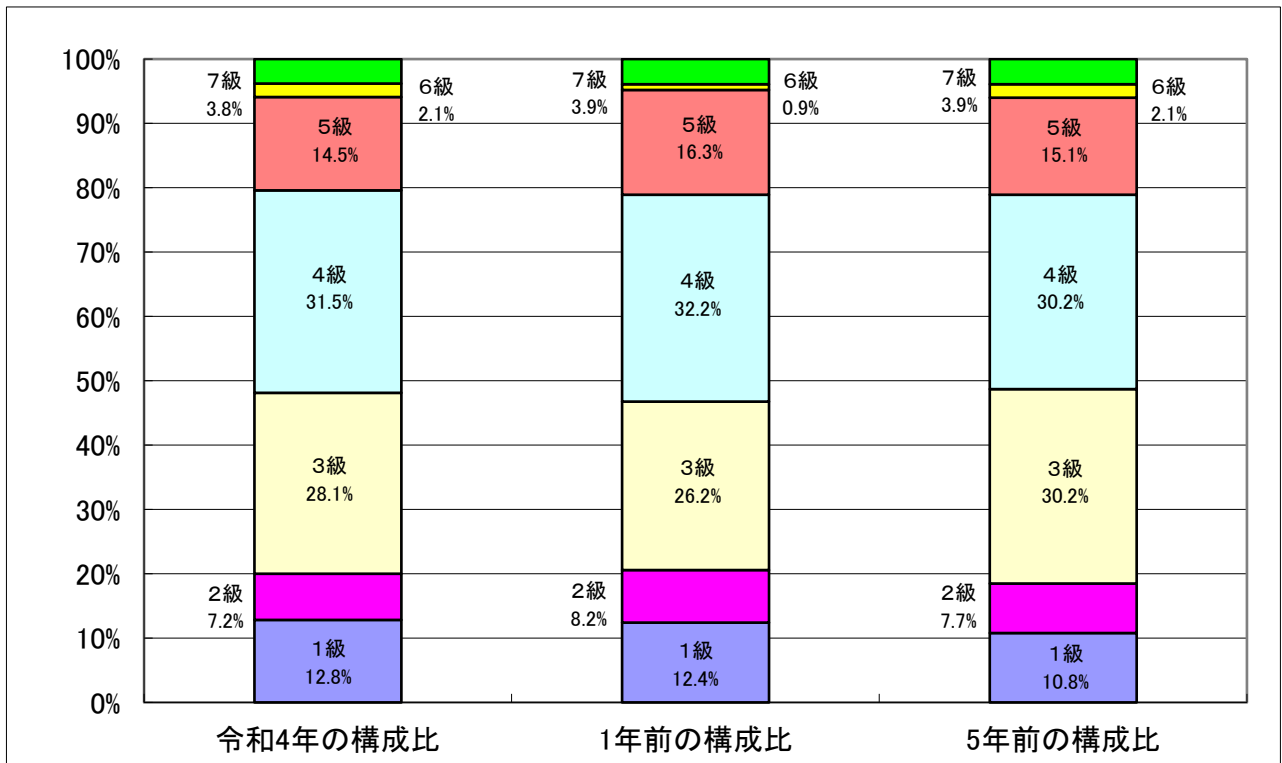
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	285,371 円	352,700 円	367,050 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
技能労務職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	339,900 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	短大卒	- 円	- 円	- 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長	9 人	3.8 %	362,900 円	444,900 円
6 級	次長、技監	5 人	2.1 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長、担当課長、主幹	34 人	14.5 %	289,700 円	393,000 円
4 級	課長補佐、担当長、総主任	74 人	31.5 %	264,200 円	383,400 円
3 級	主任	66 人	28.1 %	231,500 円	350,000 円
2 級	主事、技師	17 人	7.2 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事、技師	30 人	12.8 %	146,100 円	247,600 円

- (注) 1 綾部市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

綾部市	京都府	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,477 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,587 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・管理職加算 10%、20% ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・管理職加算 10%~25% ・役職加算 5%~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当 (令和4年4月1日現在)

綾部市			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分	47.709 月分		最高限度額 47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職加算2%~45% (退職時特別昇給 制度なし)			その他の加算措置 定年前早期退職加算2%~45%		
1人当たり 平均支給額	7,192 千円	21,007 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	0 %	0 人	0 %

④ 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		6,426 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		118,987 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		13.7 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給単価
隔日勤務手当	消防本部に勤務する職員	正規の勤務時間が2日に わたりその間24時間拘束 された場合	3,611千円	1回700円
救急救命士手当	消防本部に勤務する職員	救急救命士(救急救命士の 資格を有するものに限 る。)として勤務したとき	1,070千円	1日510円
救急手当	消防本部に勤務する職員	消防本部に勤務する職員 で、救急活動に従事した とき	1,563千円	1回300円
水道手当	上下水道部上水道課に勤務する 職員	勤務日の勤務時間外、週 休日及び休日等の事故 対応等に備え待機した場 合	183千円	1回500円

⑤時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	150,838 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	444 千円
支給実績(令和2年度決算)	127,767 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	366 千円

⑥その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	・配偶者:6,500円 ・子:10,000円 ・父母等:6,500円 ・16歳~22歳(特定扶養加算) :1人につき5,000円加算	異なる	(国)行政職俸給表8級・9級相当に係る配偶者及び父母等の支給額: 3,500円	46,980 千円	266,930 円
住居手当	・借家居住者 :家賃額に応じ28,000円以内	同じ	—	20,355 千円	294,992 円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額 (支給限度額 55,000円)	同じ	—	23,531 千円	80,862 円
	・交通用具利用者 (片道2km以上に限る) 2km2,000円、3km2,400円 以降 1kmにつき600円加算 (支給限度額55,000円)	異なる	(国)片道2kmから60km以上までの13区分を2,000円から24,500円まで		
管理職手当	・部長級 給料月額12% ・次長級 給料月額11% ・課長級 給料月額9% (幼稚園長は5%)	異なる	(国)俸給の特別調整額として支給	29,197 千円	442,376 円

(5) 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
報酬	市長	880,000	円	
	副市長	720,000	円	
	議長	450,000	円	
期末手当	副議長	400,000	円	
	議員	365,000	円	
	市長	(令和3年度支給割合)		
退職手当	副市長	3.35月分		
	議長	(令和3年度支給割合)		
	副議長	3.35月分		
備考	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	880,000円×在職年数×530/100	18,656 千円	任期毎
	備考	720,000円×在職年数×315/100	9,072 千円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息时间	休憩時間	週休日・休日
38時間 45分	8:30	17:15	なし	12:00～13:00	土曜日・日曜日 国民の祝日 年末年始 (12/29～1/3)

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇の状況

①年次休暇

内容	平均取得日数
1暦年につき20日(当該年の途中で新たに職員となった者については、その年の在職期間に応じた日数)付与、当該年に取得しなかった日数については20日を限度として翌年に繰越	7.6日

(注) 対象職員は令和3年1月1日から令和3年12月31日までの全期間について在職した一般職であり、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業を取得した者等を除きます。

②療養休暇

区分	公務上傷病・通勤による傷病	結核性疾患	その他の傷病
期間	医師の診断により必要と認められる期間	医師の診断により1年以内の期間	医師の診断により90日以内の期間

③特別休暇

種類	期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄液の提供	必要と認められる期間
結婚する場合	6日の範囲内の期間
不妊治療に係る通院等	一の年において5日(体外受精及び顕微授精に係る通院等の場合は10日)の範囲内の期間
出産する場合	その出産の予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)目に当たる日から出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあつては10週間)目に当たる日までの期間
生後1年に達しない子を育てる女性職員が、その子の保育のための授乳等を行う場合	1日2回それぞれ45分以内の期間
職員の妻が出産する場合	3日の範囲内の期間
男性の育児参加	出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前から出産後1年までの期間において5日の範囲内の期間
親族が死亡した場合	親族に応じて1～7日の範囲内の期間
父母の法要を営む場合	慣習上最小限度と認められる期間

夏期休暇	一の年の7月から10月までの期間内において5日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の非常災害により交通がしや断された場合	必要と認められる期間
交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合	必要と認められる期間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	必要と認められる期間
生理のため勤務することが著しく困難な場合	1回につき3日の範囲内の期間
妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	医師の診断書等により必要と認められる期間
妊娠中及び出産後の職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する保健指導又は健康審査を受ける場合	必要と認められる期間
保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の授業参観に出席する場合	1学期に1回必要と認められる期間
職員のボランティア活動	一の年において5日の範囲内の期間
小学校就学の始期に達するまでの子の看護	一の年において5日の範囲内の期間

④介護休暇

内容	期間	給与
配偶者、父母等で日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する6月の期間内で必要と認められる期間	勤務しない1時間当たりの給与額を減額

(3) 育児休業及び部分休業の状況

育児休業及び部分休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進することにより、職員の福祉の増進と地方公共団体の行政の円滑な運営を図ることを目的とした制度です。

育児休業は子が3歳に達する日まで最長3年間休業できる制度、部分休業は職員が育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる制度です。

綾部市における令和元年度の育児休業及び部分休業の取得状況は下記のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	2	0
	0	0
女性職員	6	5
	2	3
計	8	5
	2	3

(注) 上段は令和3年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続けている者の数です。

5 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保の観点から、一定の事由がある場合に職員の意に反して身分上の変動をもたらす処分です。

処分事由	令和3年度処分件数				
	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	13		13
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0

(注) 同一人が複数回にわたって処分を受けている場合は、その延べ人数を記載しています。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非違行為がある場合に、職員の道義的責任を問うことにより公務における規律と秩序を維持することを目的に行う処分です。

処分事由	令和3年度処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行のあった場合	0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限等の義務が課されています。

この規定に基づき、綾部市職員服務規程を定め、誠実公正に、かつ能率的に職務を遂行するよう努めることとしています。

7 職員の研修の状況

(1) 令和3年度研修実施状況

区分	研修名・派遣先	受講者数(人)
集合研修	新任管理職研修、新任監督職研修、働き方改革研修、メンタルヘルス研修、人事評価者研修、新規採用職員研修(採用時、継続)等	251
人権研修	人権啓発京都府集会、人権セミナー、全綾部市人権教育研究集会、綾部市人権教育講演会、各地区等人権研修等	227
職場研修	交通安全研修、人権研修	884
派遣研修	総務省、京都府自治振興課、京都府中小企業技術センター、管理職研修、監督者研修、クレーム対応研修、新規採用職員研修、法制執務研修等	247

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法においては、職員の生活、身分を安定させることにより公務能率の維持増進に寄与することを目的として、職員の福祉及び利益の保護を適切かつ公正に行うことが規定されています。

(1) 厚生制度の状況

・京都市町村職員共済組合が実施する巡回健康診断及び人間ドック利用事業に対する負担等の保健事業並びに医療、年金、宿泊、貸付事業等の実施

・職員互助会である綾部市職員共済組合への補助による福利厚生事業の実施
(綾部市職員共済組合概要)

組合員数：398名 (R3.4.1現在)、公費負担率：50%

事業内容：職員家族合同バス旅行の実施、人間ドック利用・健康増進施設利用・文化教養健康事業・体育クラブ等育成事業等への助成事業、庁内体育大会の実施、指定店事業 等

(2) 公平委員会の業務の状況 (令和3年度)

業 務 の 内 容	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件